

個人情報保護法ガイドラインWG

個人情報保護法ガイドラインWGリーダー
株式会社大塚商会 佐藤 憲一

■ はじめに

昨年平成15年12月、政策部会 個人情報保護ガイドライン作成WGは、個人情報保護に対する社内の情報セキュリティマネジメント対策を中心とした『個人情報保護法対策 セキュリティ実践マニュアル』を作成、出版いたしました。今年6月には、経済産業省「個人情報保護法ガイドライン」の発表とともに、個人情報保護法に関連する多くの書物が発行されました。しかしながら、一般企業の経営者、情報システム管理者の方より、「保護法を遵守する為に、何をどの程度実施すれば、保護法対策といえるのか？」というご質問を多く受けました。

そこで、政策部会では、再度、個人情報保護法への具体的対策をより現実的に解説する目的で、個人情報保護法ガイドラインWGを急遽発足いたしました。現在、顧問弁護士 北沢先生を筆頭に、会員メンバー34名で活動を行っています。

■ 活動目的

本WGの活動目的は、一般企業が求める個人情報保護法を遵守するための具体的方法をガイドラインとして明文化し、広く流布することといたしました。また、活動成果物は、前回出版した『個人情報保護法対策 セキュリティ実践マニュアル』の第2弾として3月出版を計画しております。

以下、この出版物の特徴を列記いたします。

- ① 読者の対象を中規模企業とし、200名程度の製造会社といたしました。また、このモデル企業を、経営者を中心とした全社共通組織、営業本部、マーケティング本部、サポート本部、工場、総務部(人事部含む)、お客様相談室、情報システム室の8部署を想定し、それぞれが、個人情報保護を推進するための方法を解説いたしました。
- ② 各部署の解説方法は、経済産業省 個人情報保護法ガイドラインの精神に則り、個人情報の取得、

組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置、委託先の管理毎に解説することといたしました。

- ③ 個人情報保護法条文との分類表を作成し、解説した項目がどの条文と適合するかを一目で分かるようにいたしました。
- ④ 標準的規程、基準、手順書を数多く掲載するとともに、その解説を加え、より実践的に利用できるようにいたしました。
- ⑤ 安全なシステム構築するための具体的ソリューション例、各省庁のガイドライン、個人情報保護法の解説を加えました。

■ 最後に

12月7日現在、ドラフト版が完成し、年内ブラッシュアップ、そして3月出版に向けメンバー各位とも土日潰しての執筆活動を行っております。会員の皆様も、第2版にどうぞご期待いただきたいと存じます。

